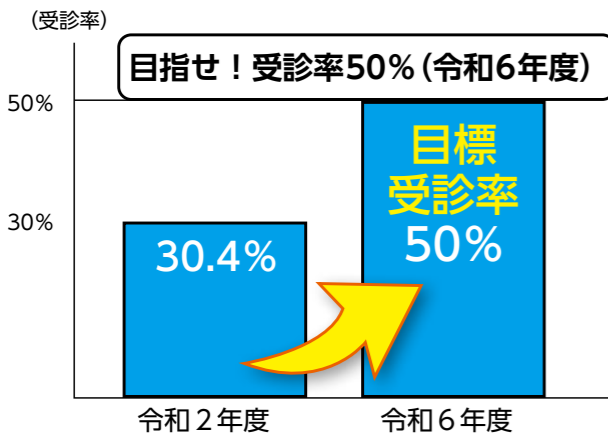


予防のチカラで変えよう！健康都市ぎのわん

健康を目指す国保加入者の健康づくりを応援します！

【国保加入者限定】
令和4年度 特定健診受診者全員へ
3,000円相当
特典プレゼント！(企画中)

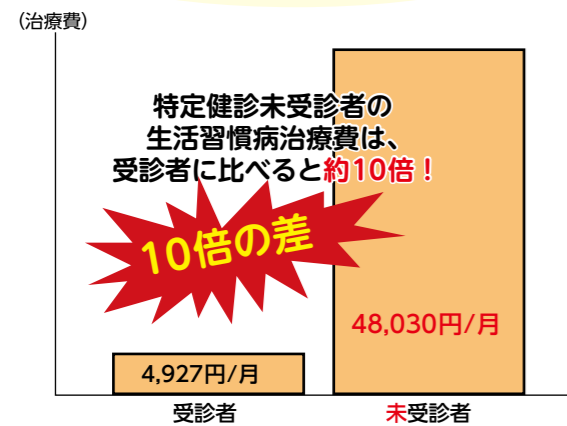


新たな目標「令和6年度特定健診受診率50%」に向け、国保加入者健康応援新規支援策として、国保加入者(40～74歳)を対象に、令和4年度から3年間限定で**特定健診受診者への特典を企画しています。**
 「特定健診を受診するきっかけ」として、特定健診受診者へ3,000円相当の特典をプレゼントします。
 この機会に「始めよう 健康チェック! 続けよう 感染対策・肥満改善・重症化予防!!」

毎年の健診チェックで 予防できる将来の医療費を抑えましょう！

国保医療費は、高齢化や医療の高度化、生活習慣病の重症化による入院・手術などにより増大し、国保財政の赤字に直結しています。今こそ一人一人が健康について考え、健康維持、病気の発症予防・重症化予防に取り組みましょう。

<生活習慣病治療費の大きな違い>



年に一度の健診で、将来のご自身の医療費(お金)を使わなくて済む可能性があります。

特定健診は、病気の早期発見、食生活改善・運動習慣により病気の芽となるメタボの解消・生活習慣病重症化の**予防**ができます。

生活習慣病通院中の方で、健診を受けていない方は、健診受診者の10倍の治療費がかかっているため、治療中でも生活習慣改善の取り組みが重要です。健診で治療費の節約にもつながります。

高血圧や糖尿病などの生活習慣病発症予防、早期治療・継続治療で脳卒中や人工透析など高額な医療費がかかる病気を**予防**しましょう。

「健康都市」を掲げる本市といたしましては、市と加入者が一体となって「健康」について取り組めるよう施策を展開してまいりますので、是非とも特定健診の受診をお願いいたします。

【問い合わせ先】 健康増進課 健診指導係 ☎098-898-5583

令和4年度 国民健康保険税率改定のお知らせ

条例改正により、令和4年度から以下の税率が適用されます

	現行	令和4年度 (改定後)	標準保険税率 (令和3年度)
所得割 (%)	11.70%	12.63%	14.09%
均等割 (円)	27,500円	35,000円	26,678円
平等割 (円)	37,800円	37,400円	35,706円

<標準保険税率って?>
 毎年、都道府県が示している各市町村のあるべき保険税率(各市町村が目指すべき値)
 =収入と支出が概ね一致する水準
 =医療費水準が小さくなると、標準保険税率も小さくなる

※医療分、後期支援分、介護分を合算した割合及び金額

なぜ国保の税率を引き上げなければいけないの？

市民で負担している『国保の赤字』を、出来る限り解消するためです

国保は、病気やけがをした時に安心して治療を受けられるように、加入者が国保税を出し合い、助け合う制度です。

本市の国保税は、平成8年度の改定から令和元年度まで、赤字解消のための税率改定は行わず、国保加入者に限らず広く市民向けの行政サービスに活用する一般会計予算を使って、国保特別会計の赤字を補ってきました。

<現在の国保運営のイメージ>

(10年間で約70億円)

しかし、市税が主な収入源である一般会計から国保特別会計の赤字を補い続けることは、行政サービスの実施に大きく影響します。

よって、国保税率を適正な税率に見直すことで、長年の課題である国保における受益(給付)と負担の均衡を図り、安定的な行政サービスを提供できるように努めます。



国保の赤字を一般会計で補っている市町村は、全国でも2割弱と少なく、国からも受益と負担の均衡を図るよう是正を求められています。

今回の改定後の税率でも目指すべき標準保険税率とは大きな開きがあります

沖縄県は令和6年度に「県内保険料(税)水準の統一化」を目指していますが、本市の現行税率は改定してもなお、県が示す標準保険税率とは大きな開きがあります。

今後、国保の単年度赤字をなくす(=標準保険税率)ためには、税率改定が必要となる見込みですが、加入者の急激な負担増とならないよう、医療費水準も参考にしながら、見直しを行っていく予定です。

国保税率改定につきましては、加入者の皆様にご負担をお願いするかたちになりますが、お互いを支え助け合う国民健康保険制度の趣旨をご理解いただき、本市国保の健全な運営に向けてご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】 国民健康保険課 保険税係 ☎098-893-4426